

富山市屋外広告物条例に基づく許可基準【概要版】

【共通基準】 ・ 蛍光塗料を使用しないこと

- ・禁止地域の広告物、第1種許可地域の一般広告物の照明は、点滅及び回転しないこと

- ・第1種禁止地域の広告物、許可地域の一般広告物は、表示面積の1/2を超えて、彩度8を超える色彩を使用しないこと

【個別基準】

種別・種類 地域区分	自家用広告物（自己の事務所・営業所等に表示する広告物）					一般広告物（自家用広告物以外の広告物）			
	適用除外（※）	野立広告	屋上広告	壁面広告	突出広告	適用除外	野立広告	屋上広告、壁面広告、突出広告	
第 1 種禁止地域 （風致地区・保安林など）	5 m ² 以下	高さ：4m以下	設置不可	上端 6m以下 （ビル名称除く）	壁面からの出幅 1.5m以下／広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと	無	設置不可	設置不可	
		色彩基準		色彩基準	色彩基準				
		照明基準		照明基準	照明基準				
第 2 種禁止地域 （住宅地・公園など）	7 m ² 以下	高さ：6m以下	建築物の高さの 1/2 以下かつ 2m以下	1 壁面の 1/5 以下又は 10 m ² 以下	壁面からの出幅 1.5m以下／広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと				
		照明基準	照明基準	照明基準	照明基準				
第 1 種許可地域 （市街化調整区域など）	10 m ² 以下	高さ：10m以下 面積：30 m ² 以下	建築物の高さの 1/2 以下かつ 4m以下	1 壁面の 1/5 以下 又は 20 m ² 以下	壁面からの出幅 1.5m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと	無	①指定道路等の境界から 100m以内は原則禁止（※案内誘導目的のみ可） ②①以外の地域 高さ：6m以下 面積：20 m ² 以下（1 面 10 m ² 以下）	第 2 種禁止区域の自家用広告物の基準と同じ	
							色彩基準		色彩基準
							照明基準		照明基準
第 2 種許可地域 （商業・工業地域など）	10 m ² 以下	高さ：10m以下 面積：50 m ² 以下	照明基準	1 壁面の 1/5 以下 又は 30 m ² 以下	壁面からの出幅 1.5m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと	無	高さ：8m以下 面積：20 m ² 以下（1 面 10 m ² 以下）	第 2 種禁止区域の自家用広告物の基準と同じ	
							色彩基準		色彩基準
							色彩基準		照明基準（屋上のみ）

※ 適用除外…敷地内の屋外広告物の表示面積の合計が上記表の規模の場合、許可申請は不要となります。

【総量基準】敷地規模による総表示面積の基準

地域区分	住所 1 箇所の敷地面積				
	1,500 m ² 未満	3,000 m ² 未満	4,500 m ² 未満	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
第 1 種禁止地域	10 m ² 以下				
第 2 種禁止地域	30 m ² 以下				
第 1 種許可地域	50 m ² 以下	100 m ² 以下	150 m ² 以下	200 m ² 以下	300 m ² 以下
	自家用広告物以外の広告物は上記のうち、30 m ² 以下				
第 2 種許可地域	100 m ² 以下	150 m ² 以下	200 m ² 以下	300 m ² 以下	500 m ² 以下
	自家用広告物以外の広告物は上記のうち、30 m ² 以下				

※ 許可期間が1ヶ月以下のものは、総量に含まない。

【高速道路等沿線規制】北陸自動車道及び北陸新幹線沿線の空間規制

表示・設置する地域		規制対象範囲		規制内容	
用途地域の定めのある地域	〔鉛直方向〕 路盤面の高さを超える部分 〔水平方向〕 路肩境界から100m	15 m以下	表示できません	自家用広告物	自家用広告物以外の広告物
用途地域の定めのない地域	〔鉛直方向〕 路盤面の高さを超える部分 〔水平方向〕 路肩境界から500m				

※高速道路等から展望できない広告物を除く。

規制対象範囲

高速道路等沿線規制

路盤面の高さ

路肩境界から100m

路肩境界から500m

用途地域の定めのある地域

用途地域の定めのない地域

規制内容

自家用広告物

高速道路等沿線規制

自家用広告物以外の広告物

路盤面の高さ

●A+B+C+D ≤ 15 m

●A+A2+B1+B2+C+D+E がこれらを表示・設置する地域の許可基準に適合する

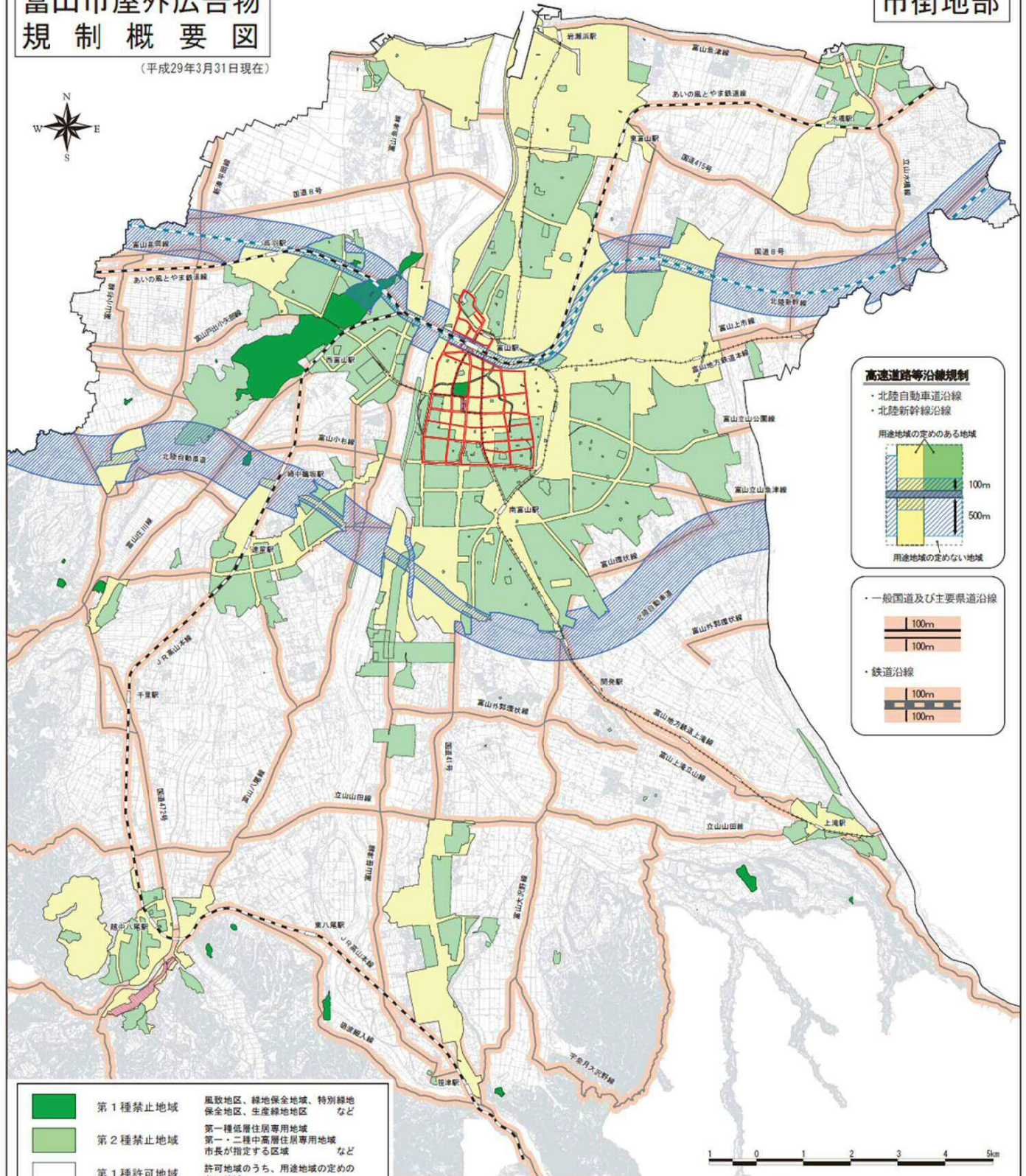
●F1 は表示・設置できない。

●F2 がこれらを表示・設置する地域の許可基準に適合する。

富山市屋外広告物 規制概要図

(平成29年3月31日現在)

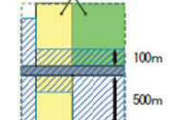
市街地部



高速道路等沿線規制

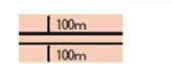
- ・北陸自動車道沿線
- ・北陸新幹線沿線

用途地域の定めのある地域

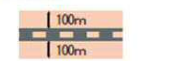


用途地域の定めのない地域

- ・一般国道及び主要県道沿線



- ・鉄道沿線



- 第1種禁止地域** 風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区 など
- 第2種禁止地域** 第一種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域 市長が指定する区域 など
- 第1種許可地域** 許可地域のうち、用途地域の定めのない地域
- 第2種許可地域** 許可地域のうち、用途地域の定めのある地域
- 高速道路等沿線規制区域** (高速道路等の路盤面の高さを超過して広告物が設置できない区域) ※高速道路から展望できないもの及び自家用広告物であって住所等1箇所につき表示面積の合計が15㎡以下のものを除く。
- 広告物景観形成地区 (中心市街地地区)**
- 景観まちづくり推進区域**
- 主要道路等にかかる規制がある地域** (自家用広告物以外の建築物から独立した広告物が設置できない地域) ※案内誘導目的の広告物を除く

以下の道路、線路の境界から100m以内の地域 (第2種許可地域を除く)

一般 国道	国道8号	国道415号	鉄 道 軌 道	あいの風とやま鉄道線	富山地方鉄道立山線
	国道41号	国道471号		J R高山本線	富山地方鉄道富山軌道線
	国道359号	国道472号		富山地方鉄道本線	富山ライトレール線
	国道360号			富山地方鉄道二越・上滝線	
主 要 県 道	富山魚津線	富山戸出小矢部線	小杉婦中線	上市北馬場線	宇奈月大沢野線
	富山立山魚津線	立山水橋線	立山山田線	富山環状線	富山外郭環状線
	富山上市線	富山停車場線	新湊平岡線	富山庄川線	富山笹津線
	富山立山公園線	砺波細入線	富山上滝立山線	富山小杉線	
	富山八尾線	富山港線	富山高岡線	富山大沢野線	

1 0 1 2 3 4 5km